

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前											
<p>第6章 通関</p> <p>第3節 一般輸入通関</p> <p>(他法令による許可、承認等の確認)</p> <p>70-3-1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項の規定の適用については、次による。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p>	<p>第6章 通関</p> <p>第3節 一般輸入通関</p> <p>(他法令による許可、承認等の確認)</p> <p>70-3-1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項の規定の適用については、次による。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p>											
<p>別表第1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法 令 名</th><th>輸入の規制に関する条項</th><th>確認する許可書又は承認書等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ. (省略)</td><td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr> <tr> <td>ロ. 輸入制限、禁止関係 (イ)～(ル) (省略)</td><td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr> <tr> <td>(ヲ) 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律 (昭和40年法律第109号)</td><td>第5条第3項《輸入に係る指定糖の機構への売渡し》(第11条第12項、<u>第18条の2第8項</u>及び第27条第2項において準用する場合を含む。)の規定により独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)が交付する「指定糖の買入れ及び売戻し承諾書」の写し、「輸入異性化糖等の買入れ及び売戻し承諾書」の写し、<u>「輸入加糖調製品の買入れ及び売戻し承諾書」</u>又は「指定でん粉等の買入れ及び売戻し承諾書」の写し</td><td>第5条第3項(第11条第12項及び第27条第2項において準用する場合を含む。)の規定により独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)が交付する「指定糖の買入れ及び売戻し承諾書」の写し、「輸入異性化糖等の買入れ及び売戻し承諾書」の写し又は「指定でん粉等の買入れ及び売戻し承諾書」の写し</td></tr> </tbody> </table>	法 令 名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等	イ. (省略)	(省略)	(省略)	ロ. 輸入制限、禁止関係 (イ)～(ル) (省略)	(省略)	(省略)	(ヲ) 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律 (昭和40年法律第109号)	第5条第3項《輸入に係る指定糖の機構への売渡し》(第11条第12項、 <u>第18条の2第8項</u> 及び第27条第2項において準用する場合を含む。)の規定により独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)が交付する「指定糖の買入れ及び売戻し承諾書」の写し、「輸入異性化糖等の買入れ及び売戻し承諾書」の写し、 <u>「輸入加糖調製品の買入れ及び売戻し承諾書」</u> 又は「指定でん粉等の買入れ及び売戻し承諾書」の写し	第5条第3項(第11条第12項及び第27条第2項において準用する場合を含む。)の規定により独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)が交付する「指定糖の買入れ及び売戻し承諾書」の写し、「輸入異性化糖等の買入れ及び売戻し承諾書」の写し又は「指定でん粉等の買入れ及び売戻し承諾書」の写し
法 令 名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等										
イ. (省略)	(省略)	(省略)										
ロ. 輸入制限、禁止関係 (イ)～(ル) (省略)	(省略)	(省略)										
(ヲ) 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律 (昭和40年法律第109号)	第5条第3項《輸入に係る指定糖の機構への売渡し》(第11条第12項、 <u>第18条の2第8項</u> 及び第27条第2項において準用する場合を含む。)の規定により独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)が交付する「指定糖の買入れ及び売戻し承諾書」の写し、「輸入異性化糖等の買入れ及び売戻し承諾書」の写し、 <u>「輸入加糖調製品の買入れ及び売戻し承諾書」</u> 又は「指定でん粉等の買入れ及び売戻し承諾書」の写し	第5条第3項(第11条第12項及び第27条第2項において準用する場合を含む。)の規定により独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)が交付する「指定糖の買入れ及び売戻し承諾書」の写し、「輸入異性化糖等の買入れ及び売戻し承諾書」の写し又は「指定でん粉等の買入れ及び売戻し承諾書」の写し										

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前		
(ワ) 畜産経営の 安定に関する法 律（昭和36年法 律第183号）	<p>第17条 《指定乳製品 等の輸入》</p> <p>第18条 《輸入に係る 指定乳製品等の機構 への売渡し》</p>	<p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第18条第1項の規定により 機構に売渡しをする者が指定 乳製品等を輸入する場合には、機構理事長の印が押なつ された「指定乳製品等の買 入・売戻承諾書」又はその写 し</p> <p>(3) 第18条第2項の規定により 機構と契約を締結する者が指定 乳製品等を輸入する場合には、機構理事長の印が押なつ された「用途外使用に係る指 定乳製品等の取扱いに関する 契約締結承諾書」又はその写 し</p>	(ワ) 畜産経営の 安定に関する法 律（昭和36年法 律第183号）	<p>第24条 《指定乳製品 等の輸入》</p> <p>第25条 《輸入に係る 指定乳製品等の機構 への売渡し》</p>
(カ)～(ム) (省 略)	(省略)	(省略)	(カ)～(ム) (同 左)	(同左)

別表第2 (省略)

別表第2 (同左)